

四日市市幼稚園等給食事業業務委託仕様書

- 1 件名 四日市市幼稚園等給食事業業務委託
- 2 概要 四日市市(以下、「甲」という。)が四日市市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)及び四日市市立幼稚園から移行する認定こども園(以下「こども園」という。)において給食(昼食及び午後間食)を外部搬入で提供するにあたり、献立の作成、食材料の発注・検収・保管、調理、各園への配送・回収、食器の洗浄・保管、残菜の処理、その他これらに付随する業務について、これらの業務を受託する事業者(以下「乙」という。)に委託する。なお、給食の提供方式は食缶方式とする。
- 3 履行期間 契約の日から令和10年3月31日まで(給食開始は令和7年4月1日)
- 4 契約方法 (1)食材料費:昼食・午後間食それぞれ1食当たりの単価契約とする。
(2)諸経費等(光熱水費・配送費・管理費等):年度ごとの総価契約とする。
※令和6年度は(2)のみ
- 5 業務内容
(1)令和6年度:令和7年度以降、円滑に給食を提供するための体制整備
 - ①甲との打ち合わせ及び給食の実施方法等の決定
 - ◆食缶給食の実施方法について
※実施にあたってはクックサーブ(食材を加熱調理後、冷蔵・冷凍せずに運搬し、速やかに提供することを前提とした調理方法)方式とする。運搬にあたっては、大量調理施設衛生管理マニュアルに沿った方法により、適温で運搬できる体制を整えること。
 - ◆昼食の提供内容について
※献立作成基準(給与栄養目標量)は甲が定める。
※献立の内容は、甲が直営する公立保育園の献立にできる限り合わせること。(甲が示す献立をもとに、実施可能な献立に乙が調整をし、甲に報告する。最終決定は甲が行う。)
 - ◆午後間食の提供内容について
※午後間食の内容は、飲み物(牛乳等)とおやつとの組み合わせとする。
 - ◆使用する食材等について
食材については、「四日市市幼稚園等給食使用物資基準(別添1)」を遵守し、事前に甲と協議し、乙が調達する。甲が提出を求める場合に、指定する書類(栄養成分表、組成表等)を提出すること。
 - ◆食物アレルギー及びハラール等の対応方法について(献立上の対応の考え方、園での給食の受け渡し方法、保護者及び園との毎月の献立確認の方法等)
 - ◆各種帳票の様式等について
・栄養管理及び調理に必要な書類等 ・家庭配布用献立表 ・アレルギー確認用献立表
・検食簿 等
 - ◆各園への納入方法(納入ルート、納入時間、受け渡し方法等)について
※調理終了後2時間以内に喫食ができるように、納入ルートを計画すること。なお、納入時

間は毎年、前年度中に甲乙協議のもと定めることとする。

◆食器等の回収方法（回収ルート、回収時間等）について

◆各園からの発注方法及び発注の締め切り日について

②各種マニュアル等作成及び職員研修

③食缶等必要物品の整備

（但し、本業務で使用する食器については、給食運用開始時期（令和7年4月1日）までに必要数を市で調達するため、受託者の業務範囲には含まれない。）

④その他令和7年度以降の給食提供に付随する業務

(2) 令和7～9年度：給食の実施

①昼食、午後間食の献立作成及び栄養価計算（食物アレルギー及びハラール等の対応内容を含む）

②各種帳票の作成

③食物アレルギー・ハラール等対応の確認（園及び保護者と毎月確認）

④食材調達

⑤調理

⑥配送

⑦食器等の回収、洗浄・消毒及び保管

⑧残菜及び業務に伴い発生するごみの回収並びに処理

⑨給食の試食会等、四日市市が必要とする業務

⑩給食委員会及び市との打ち合わせ

⑪円滑に業務を履行するために必要な職員研修（衛生面・食物アレルギー対応等）

⑫その他給食提供に付随する業務

6 業務対象施設及び給食実施日、食数

	令和7年度	令和8～9年度	給食実施日
①幼稚園	最大5園	1園	長期休暇等を除く週2回（実施日は前年度中に定める）：年75回程度
②こども園	6園	6園	日曜日・祝日・振替休日・年末年始（12月29日～1月3日）・各園が指定する日を除いた日

※対象施設の所在地及び食数は、別添2のとおり。

※①の実施日は、毎年、前年度中に甲乙協議のうえ、決定する。

※①は、入園希望者の状況により、園の数が減少する可能性がある。

※②は土曜日等で登園園児がいない場合、納入が取りやめになる場合がある。

※①②ともに、園の行事等により、給食を一部取りやめる場合がある。

7 喫食対象者

(1) 昼食：幼稚園及びこども園の園児、職員

※各園、展示食用として、1食分を追加して納品する。なお、展示食分については、食材料費に含めない。

※職員の給食提供量は、園児の提供量の1.2倍とする。ただし、1個付けのものについては、同量とする。

※給食試食会には保護者にも提供する（量は園児と同じ量）。
 （給食試食会の実施回数や日程は、甲乙協議のうえ決定する。）

(2) 午後間食:こども園の2号認定児

※各園、検食用1食分、展示食用1食分の合計2食分を追加して納品する。なお、検食用・展示食用共に、食材料費には含めない。

8 関係法令・通知等

業務の履行にあたり、下記表（主な参考法令・通知）に掲げるもののほか、HACCPに基づく衛生管理の遵守、食品衛生法や公衆衛生に関する法令や通知、労働基準法等の関係諸法令及びその他の業務委託の履行に関連する法令等（契約途中に新たに施行・通知等された場合を含む。）を遵守するとともに、安全・衛生・栄養・食育等の点に留意し、食事の提供を実施すること。

NO	法令・通知
1	教育基本法
2	学校教育法
3	学校給食法
4	学校給食基準
5	学校給食衛生管理基準
6	学校給食における食物アレルギー対応指針
7	学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン
8	児童福祉法
9	児童福祉施設における食事の提供ガイド
10	保育所における食事の提供ガイドライン
11	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
12	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則
13	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例（平成18年三重県条例第68号）
14	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び運営に関する実施要綱（三重県）
15	教育・保育施設等における睡眠中及び食事時の事故防止に向けた取組の徹底について（通知）
16	教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取り組み】 ～施設・事業者向け～
17	食品衛生法
18	大量調理施設衛生管理マニュアル
19	弁当及びそうざいの衛生規範について
20	健康増進法
21	健康増進法施行規則
22	四日市市健康増進法施行細則

9 実施体制

乙は次に示す職員を配置し、甲に報告をすること。また、変更がある場合には、変更前に報告をすること。その際、資格を有する者は、免許等の写しを添付すること。
 なお、兼任することは可能とするが、兼任する業務が複数となることにより、責務が果たせなくなることは避けること。

職名	人数	業務内容等
①運営統括業務責任者	1	本業務内容全般の内容を掌握し、各責任者及び各担当職員を指揮監督する。また、乙の代表として、甲や関係機関との連携を図る。(資格及び専任性は問わないが正規雇用職員とする。)
②栄養管理責任者	1	管理栄養士の資格を有する常勤の正規雇用職員を栄養管理責任者と定め、栄養管理及び食物アレルギー対応の徹底を図ること。 献立作成を他の職員が行う場合には、栄養士又は管理栄養士の資格を有する職員とし、献立内容を栄養管理責任者が確認すること。 なお、栄養管理責任者と献立作成者は兼任することができる。
③調理業務責任者	1	管理栄養士、栄養士又は調理師の資格を有する常勤の正規雇用職員を調理業務責任者と定め、調理業務管理及び業務従事者への指示等を行うこと。 また、食物アレルギーに対する知識を有し、食物アレルギー対応の調理業務についても管理及び業務従事者への指示等を行うこと。
④食品衛生管理責任者	1	管理栄養士、栄養士又は調理師の資格を有する常勤の正規雇用職員を食品衛生管理責任者と定め、調理施設及び管理設備、配送車等の衛生環境を管理し、維持向上のために職員に指導管理すること。
⑤配送業務責任者	1	常勤の正規雇用職員を配送業務責任者と定め、調理した給食を定めた時間内に安全に各園へ配送できるよう、配送担当職員を指揮監督すること。

10 実施報告

令和6年度：乙は、年度末の業務完了時に幼稚園等給食事業実施報告書を作成し、甲に提出すること。
 令和7～9年度：乙は、毎月、幼稚園等給食事業実施報告書(実施日時・園名・食数を記載)を作成し、各園の確認を得たうえで、甲に提出すること。

11 支払い

令和6年度:完了払いとする。業務完了後に、乙が甲に、10の実施報告書を添えて、請求する。

令和7~9年度:月払いとする。毎月の業務完了後に、乙が甲に、10の実施報告書を添えて、請求する。請求額は、当該月分の食材料費(昼食・午後間食それぞれ、食材料費の契約単価に、納入した食数を乗じた金額)と諸経費等の契約額の1/12の合計とする。

※甲は請求があった日から30日以内に乙に支払う。

12 危機管理

乙は、食中毒、異物混入、交通事故等の予防及び対応マニュアルを甲に提出すること。

食物アレルギー及びハラール等の対応方法については、契約後令和6年度中に、甲乙協議のうえ決定する。

いずれにおいても、円滑に業務を履行するため、乙は職員に対し、年に1回以上関連の研修を行うこと。また、実施した際には1か月以内にその内容を甲に報告すること。(資料の提出など)

また、令和7年3月以降は、毎月、調理従事者の検便結果の写しを甲に提出すること。(検査の頻度は、学校給食衛生管理基準に基づく。)

13 事故対応

(1)乙は、食中毒、異物混入、誤配送や遅延がないように注意して業務を行うが、万が一、これらの事故があった場合には、速やかに甲へ連絡するとともに、その指示に従うこと。その都度原因を究明し、その結果と改善策について、速やかに書面にて報告すること。異物混入の内容によっては検査等により原因の究明をすること。

(2)万が一、乙による給食の提供が困難となった場合には、給食の提供に支障をきたさないように、乙が本仕様書の内容を満たす代替事業者を事前に指名し、甲へ報告すること。

14 施設調査

甲の職員及び四日市市保健所による調理施設・設備の巡回指導を必要に応じて受けること。

15 中止判断

以下の場合、甲が乙に前日の正午までに連絡を行えば、給食を中止できることとする。なお、この場合、請求時の食数には含めない。また、給食の中止により、余剰の食材料が発生する場合、その後の給食の献立変更などは、甲乙協議のうえ行うこととする。

・台風、大雪等の自然災害で休園等となるとき。

・学級閉鎖等(クラス単位・園単位での中止)のとき。

上記以外の場合で中止を検討する必要があるときは、その都度甲及び実施園長と協議すること。

16 協議

(1)プロポーザルにおける提案及びヒアリング等の回答内容は、本契約に含むものとし、その内容については、甲乙双方協議の上、履行するものとする。

(2)この仕様書は業務の大要を示すものであり、定めのない事項はその都度甲と協議の上、取り決めをすること。

【 注意事項 】

(1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(2) 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

(1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

(2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

(3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(3) 障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

(1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

以 上

四日市市幼稚園等給食使用物資基準

発育期の幼児に安全安心でおいしい昼食・間食を提供するために、物資には食品衛生法に適合する以外に、次の基準を設ける。

- 1 産地及び製造元が明確であるとともに、基本的には国内産を使用すること。
農産物に関しては、できる限り四日市産、三重県産の新鮮で良質な物を使用するよう努めること。
- 2 できる限り低農薬農産物を使用すること。
- 3 遺伝子組換え食品は使用しないこと。
- 4 JAS 法における品質表示がされていること。また、できる限り JAS 規格の製品を使用すること。
- 5 加工食品については原則として国内メーカー品を使用することとし、使用前に栄養成分表、組成表等の資料を保育幼稚園課に提出すること。また、加工食品以外についても必要に応じて衛生検査書、残留農薬検査書が提出できる状態であること。
国内で入手困難なものについても同様とする。
- 6 賞味期限または消費期限内であること。期限内においても、できる限り新しい物を使用すること。

対象施設及び予定人数

別添 2

	園名	所在地	予定人数			給食提供日	備考
			R7	R8	R9		
幼稚園	四日市幼稚園	四日市市元町 1 0 - 4	各園とも 園児 1 0 人 職員 6 人	/		週 2 回 (年間 7 5 回程度) 実施日は前年 度中に調整	R7年度末閉園予定 (ただし、R 7 年度 当初に園児が 1 人も いない場合には、R 6 年度末で閉園にな る。)
	富洲原幼稚園	四日市市富洲原町 3 1 - 1 4					
	三重幼稚園	四日市市東坂部町 1 1 0 - 1					
	下野幼稚園	四日市市朝明町 4 6 4					
	大矢知幼稚園	四日市市大矢知町 3 2 5 5					
認定 こども 園	(仮) 海蔵こども園	四日市市大字東阿倉川 5 8 0	各園とも 1 号認定 (幼稚園籍) 5 0 人 2 号認定 (保育園籍) 3 0 人 職員 1 8 人	/		日祝・年末年 始などを除く 毎日	/
	(仮) 泊山こども園	四日市市前田町 1 - 1 9					
	(仮) 内部こども園	四日市市采女町 9 1 1					
	(仮) 羽津こども園	四日市市大宮西町 1 9 - 2 2					
	(仮) 常磐中央こども園	四日市市ときわ五丁目 4 - 5 3					
	(仮) 笹川中央こども園	四日市市笹川三丁目 1 5 7					

予定人数は、園児の申し込み状況により、示した数よりも少なくなる可能性があります。